

令和4年度 第2回 小平市地区まちづくり審議会議事録

- 1 日 時 令和5年1月25日（水） 午後3時～4時30分
- 2 場 所 市役所6階 大会議室
- 3 主席者 小平市地区まちづくり審議会委員
井上 赫朗 会長、日置 雅晴 副会長、土屋 高志 委員、
水流 正秀 委員、西山 貞雄 委員、内藤 新司 委員、
森谷 崇浩 委員
計7名
- 3 傍聴人 3名
- 4 議 題 地区まちづくり協議会の認定について（鷹の台公園南側地区）
地区まちづくり協議会の認定について（鷹の台玉川上水通り地区）
小平市民等提案型まちづくり条例の活用状況について

事務局：都市開発部都市計画課計画担当

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。都市計画課長補佐の〇〇でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、着座にて進行させていただきます。

本日の審議会につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、マスクの着用等のご協力をお願いしております。

なお、体調が優れない場合は、事務局へお伝えいただければと思います。

続けて、マイクについてご説明をさせていただきます。

本日はワイヤレスマイクを使用するため、ご発言の際は挙手をお願いいたします。事務局がマイクをお持ちいたしますので、マイクを使用して発言をお願いいたします。

それでは、本年度第2回目の小平市地区まちづくり審議会の開会に先立ちまして、再任の委員が5名いらっしゃいますので、ご紹介させていただきます。

株式会社まちづくり研究所代表取締役の井上委員、神楽坂キーストン法律事務所弁護士の日置委員、市民委員の土屋委員、水流委員、及び西山委員、以上の5名は任期満了となりましたが、再任のご承諾をいただきました。今後とも改めてよろしくお願いいたします。

ここで、現在、会長と副会長が不在となっておりますので、まずは会長の選出を行いたいと思います。

なお、会長及び副会長につきましては、「小平市地区まちづくり審議会規則第3条」の規定によりまして、委員の中から互選で選出することになっております。

会長の選出に当たりまして、立候補や推薦等のご意見はございますでしょうか。

委員： これまでも会長を務められ、豊富な経験と実績を持っておられる●●委員に引き続き、会長をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

事務局： ただいま▲▲委員から●●委員の推薦がございましたが、ほかにご意見等はございますでしょうか。もしないようでしたら、●●委員に会長をお願いしたいと思います。ご異議はございますか。

異議なしということですので、引き続き、●●委員に会長をお引き受けいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

では、ここからは会長に進行をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会長： それでは、引き続き会長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ぜひ、皆さん、自由に活発にご意見をいただければと思います。

それでは副会長を選出したいと思います。

立候補や、推薦はございますでしょうか。ないようでしたら、私から推薦させていただきます。これまでも副会長を務めておられました、△△委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、引き続き△△委員に副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、開会に先立ちまして、市長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

市長 : 改めまして、こんにちは。小平市長の小林洋子でございます。

本日は、お忙しい中、小平市地区まちづくり審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

10年ぶりの寒波ということで、天気を心配しておりましたが幸いにして東京、また、この小平市は穏やかな天気でもよかったと安堵しているところでございます。

さて、日頃より小平市政にご理解とご協力を賜っておりますこと、改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

この審議会は、「小平市民等提案型まちづくり条例」に基づく附属機関であり、現在までに、一団体の地区まちづくり協議会の認定や、市民の声を反映させながら策定した、住宅団地再生の方針となる地区まちづくり計画の認定などのご審議をいただいております。

本日は、「小平市民等提案型まちづくり条例」が平成22年に策定されてから、市内で初めて「地区まちづくり準備会」として登録され、条例を活用した、住民主体のまちづくり活動を行ってきた「鷹の台駅周辺地区まちづくり準備会」の「地区まちづくり協議会」への認定についてご審議をいただきます。

本日お集まりいただいております委員の皆様は、専門のご見識をお持ちの方、公募市民の方もいらっしゃいます。先ほど冒頭で会長もおっしゃってございましたけれども、忌憚のないご意見をお伝えいただければと思っております。

皆様からご意見をいただきながら、小平市をよりよい、魅力あるまちづくりをしていきたいと思っております。今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

会長 : ありがとうございます。

今まで地区まちづくり協議会の認定などの話は少なかったですが、ここに来て少しずつ動きがありますので、様々な議論しながら進めたいと思っております。

ここで市長は所用がございますので、退席いたします。どうもありがとうございました。

(市長退席)

会長： 本日は7名の委員が全員出席であり、定足数に達しておりますので、開会したいと思います。

本日は3名の方から傍聴の希望があるということで、入室していただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、傍聴人に入りたいと思っております。

なお、傍聴人が入室する前に、本日の議事録署名人を指名したいと思います。■■委員及び□□委員2名をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。後日、市から議事録が送付されますので、よろしくをお願いいたします。

(傍聴人入室)

会長： それでは、内容に入ります。

市長もおっしゃっていましたが、本日は2つの地区から地区まちづくり協議会の認定申請がございました。議論をした上で、認定を認めるかどうかを決議をしたいと思っております。

それでは、提案説明を事務局よりお願いいたします。

事務局： 04諮問第1号及び第2号について、ご説明させていただきます。

まず04諮問第1号及び諮問第2号「地区まちづくり協議会の認定の概要について」、説明させていただきます。

諮問の趣旨でございますが、小平市民等提案型まちづくり条例に基づき、令和4年11月30日付で、鷹の台駅周辺地区まちづくり準備会より、2地区の地区まちづくり協議会の認定申請がございました。

本条例の仕組みといたしまして、地区まちづくり協議会に認定されますと、地区のまちづくりの将来像や目標、方針を示す「地区まちづくり計画」の案や、建築行為等の基準である「地区まちづくりルール」の案を策定し、市の認定を受けることができます。

このたび地区まちづくり協議会の認定申請を受け、条例に掲げる要件のいずれにも適合するため、この2地区を協議会として認定することにつきまして、審議会へ諮問するものでございます。

2地区の申請がございましたが、諮問第1号、第2号と分けて、説明させていただきます。

はじめに、諮問第1号「地区まちづくり協議会の認定の概要について」、資料に沿いまして、説明いたします。

団体の名称は、「鷹の台公園南側地区まちづくり協議会」でございます。

団体の組織、構成員の数は、計10名、うち地区住民等が5名でござ

ございます。内訳につきましては、構成員名簿を併せてご覧いただければと存じます。名簿の1番から5番までが地区住民等でございます。

活動区域の位置は、たかの台本通りの南側、たかの台34、35、36及び、38番街区の一部を範囲としております。

活動目的及び概要でございますが、本協議会は、鷹の台公園予定地と玉川上水に囲まれた緑豊かな商業地域であるという特徴を生かしまして、立地環境のさらなる活用を図るとともに、愛着の持てる、歩いて楽しい持続可能なまちづくりを目指すものでございます。そのために、小平市民等提案型まちづくり条例に定めます「地区まちづくり計画の案」を策定し、認定を目指すことを活動目標としております。

設立経緯といたしましては、令和元年5月24日に登録した鷹の台駅周辺地区まちづくり準備会が、およそ4年間にわたり、鷹の台駅周辺地区にて、地区まちづくり活動を進めてまいりました。本協議会は、地区の課題を共有し、解決に向けた活動をさらに推進する組織として、設立されたものでございます。

活動予定でございますが、本協議会では、条例に基づく認定を受けた後に、地区住民等への協議会活動の広報と併せ、地区の課題共有を図り、「地区まちづくり計画の案」の策定を目指す予定です。より具体的な活動内容につきましては、活動計画書に記載されております。

次に、協議会の認定要件を確認いたします。

条例第7条第2項各号に掲げる認定要件が7つありまして、本事業につきましては、全ての要件に適合しているものと考えております。

抜粋して申し上げますと、要件(1)規約等を定めていることにつきましては、規約を添付しておりますので、併せてご覧ください。

当該規約の第6条には、要件(2)に当たります代表の選出等について定めております。

要件(5)の地区住民等の支持につきましては、事務局にて同意書を確認し、条例施行規則第5条第2項に掲げる「おおむね3分の1」という基準を上回っていることを確認しております。

要件(7)その他規則で定める要件につきましては、規則第5条第3項に規定がございまして、「構成員が10人以上であること」「構成員の過半数が地区住民等であること」などがございます。これらにつきましては、先ほど確認いただきました構成員名簿で確認しております。

協議会の認定に係る手続でございますが、市は、本日の審議会への諮問を踏まえまして、認定することを可とする旨の答申をいただければ、地区まちづくり協議会として認定し、申請者宛に通知を行う予定でございます。

続いて、諮問第2号の説明に移ります。

団体の名称は、「鷹の台玉川上水通り地区まちづくり協議会」でございます。

団体の組織、構成員の数は、先ほどと同様、計10名で、うち地区住民等が5名でございます。内訳につきましては、構成員名簿がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

名簿の1番から5番までが地区住民等でございます。

活動区域の位置は、上水新町二丁目27、28番街区のそれぞれの一部と、上水新町三丁目1、2、3、5、7、9、10、11、12番街区のそれぞれの一部を範囲としております。

活動目的及び概要でございますが、本協議会は、玉川上水の豊かな緑に面し、散策者など、にぎわいもある地域であるという特徴を生かし、立地環境のさらなる活用を図るとともに、愛着の持てる、歩いて楽しい持続可能なまちづくりを目指すものでございます。そのために、小平市民等提案型まちづくり条例に定める「地区まちづくり計画の案」を策定し、認定を目指すことを活動目標としております。

設立経緯といたしましては、諮問1号と同様、鷹の台駅周辺地区まちづくり準備会が4年間にわたって地区まちづくり活動を進めてまいりました。本協議会は、地区の課題を共有し、解決に向けた活動をさらに推進する組織として、設立されたものでございます。

活動予定でございますが、本協議会では、条例に基づく認定を受けた後に、地区住民等への協議会活動の広報と併せ、地区の課題共有を図り、「地区まちづくり計画の案」の策定を目指す予定です。より具体的な活動内容は、活動計画書に記載されております。

次に、協議会の認定要件を確認いたします。

先ほどと同様になりますが、認定要件が、7つございまして、本事業につきましても、全ての要件に適合しているものと考えております。

また、抜粋して申し上げますと、規約等を定めていることにつきましては、規約を添付しております。当該規約の6条には、要件(2)に当たります代表の選出等について定めております。

要件(5)の地区住民等の支持につきましても、事務局にて同意書を確認しまして、「おおむね3分の1」の基準を上回っていることを確認しております。

(7)のその他規則で定める要件につきましても、「構成員が10人以上であること」そのうちの「過半数が地区住民等であること」を確認しております。

協議会の認定に係る手続でございますが、本日の審議会への諮問を

踏まえまして、認定することを可とする旨の答申をいただきましたら、地区まちづくり協議会として認定し、通知を行う予定となります。説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

会長 : 今回、2つの地区に分かれたということで、もともと一体的に何か議論していたのかと思いますけれども、その事情と、この2地区の構成メンバーが異なるのか、補足で説明いただけますか。

事務局 : 鷹の台公園南側地区まちづくり協議会は、鷹の台駅がございまして、そこから西につながるたかの台本通り、いわゆる商店街をメインとしており、その先にある鷹の台公園や、学校、教育、大学施設など、そのつながりも含め、いわゆる商店街の活性化、にぎわいの創出を目的としております。

一方で、鷹の台玉川上水通り地区まちづくり協議会は、今も緑が多く閑静な住宅街があり、緑の調和、緑豊かな地区を形成することを目的としております。

そのような、それぞれの土地の利用状況が異なってること、目指すところが違うというところで、仮に一つの協議会にしてしまうと、住宅側のご意見もあれば、商店街側の意見が出てくるなど、様々な意見が出てきて、議論が停滞し、今後の活動が進まなくなる可能性もあるので、より早く進み、実現性を高めるため、2つの地区に分けたと聞いております。

個人情報関係で構成員名簿は、一部塗りにしており、確認が難しくなっておりますが、準備会からそのまま協議会に入った方もいらっしゃいますし、新たに新規に入ったメンバーもおります。

会長 : 2つの協議会で重複しているメンバーはありますか。

事務局 : 若干名ですが、重複するメンバーはおります。準備会の方々が、地道に協議会の活動や、条例の趣旨などを、丁寧に説明した結果、新しいメンバーの加入や、3分の1以上の合意を取得できたと聞いております。

会長 : 地区外の方というのは、この区域の周辺住民ということでしょうか。

事務局 : 基本的に地区住民とは、その地区で事業を営む方、あるいは土地所有者等の方としております。そこから若干外れた方が今回新たに地区外メンバーとして5名含まれております。

会長 : それでは、議論に移ります。ご自由に挙手してお願いいたします。

副会長 : 各協議会の代表者は同じ方という理解でよろしいでしょうか。

事務局 : 代表者はそれぞれの協議会で異なる方が就任されております。

副会長 : 同じ方から認定申請がされておりますが。

事務局 : 認定申請書の申請者は同じ方ですが、各協議会の代表者はそれぞれ

別の方で、それぞれ地区住民の方が代表になっております。各協議会の代表者については、構成員名簿でお示ししております。

副会長： 分かりました。

委員： 二つの地域に分かれて協議会に設定しているということなんですが、準備会のときの範囲は鷹の台駅からつながっていたような気がします、その辺りは今回協議会にはならないということでしょうか。

事務局： 準備会は鷹の台駅を中心として、500メートル圏内を活動区域に定めておりましたが、協議会に認定されるための同意取得など、活動を行う中で、協議会の区域を検討した結果、このようになったと聞いております。

おっしゃるとおり、元々の区域から外れてしまったところもございます。

委員： 趣旨は理解できますが、鷹の台公園南側地区まちづくり協議会の活動区域は、鷹の台駅から1本の道で商店街につながっておりますので、この区域をわざわざ分けることについて疑問を持ちます。

事務局： 協議会を申請する上で、3分の1の同意が必要ですので、その先の活動も見据え、現実的な人数を設定したという理由もございます。鷹の台公園の商店街については、最近テナントの入替えがあり、まちづくりが進んでいるということで、駅に近いところよりも新しい店舗が始まり、物品やギャラリーのようなものができていて、比較的にまちが動いている範囲にしたと聞いております。

会長： 協議会を申請するに当たり、利害の対立など、問題となったことはございますか。

事務局： 特に聞いておりませんが、申請をする上で地区住民等の支持が必要ですので、合意の要件を取るため、1戸ずつ説明に伺ったそうなんですが、なかなか地区まちづくり協議会の説明が難しいということで、話を聞いてもらえなかった、理解されなかったと聞いております。断固拒否した方はいないということでした。

また、鷹の台公園南側地区の商店街側は、先ほども申し上げましたが、新しいテナントも入ってきて、まちづくりを行う意識の高さを感じたと聞いております。反対に玉川上水通り地区については、いわゆる住宅街なので、あまりまちづくりを意識していないというところがあり、合意形成が難しいという話を聞きました。

会長： 当初一緒に活動をしていた方々は、同意がなかなか取れないという事情があったのかもしれませんが、何か引き続きそういう議論は続けるなど、そのような話はございますか。

事務局： 協議会の活動区域外の動向は聞いておりませんが、鷹の台公園も整備が進むというところで、この地区での活動が進めば、周辺にも波及

できるという考えがあるようです。地区内メンバーもこのエリアだけがよくなればよいという認識ではなく、駅近くまで活動を波及することは考えていきたいと聞いております。

会長： 分かりました。

委員： 鷹の台駅のあの周辺は、直線につながっていますから、なぜこの活動区域になるのか疑問があります。

また、資料を見ると本協議会は地区の課題を共有するとありますが、どのような課題があるのでしょうか。

事務局： 鷹の台公園南側地区側に関しましては、先ほど説明をしたように空き家や空き店舗が多い、通り沿いの建築物に統一感がない、ブロック塀が多く、景観面と安全面でもよくないという課題がございました。

鷹の台玉川上水通り地区側は、玉川上水が家の裏側に当たる住宅が多く、玉川上水の沿道の利点をうまく生かし切れていない上に、外壁の色彩、植栽や垣などの繁茂、壁面後退などの課題があったと聞いております。

また、鷹の台駅周辺地区まちづくり準備会には、ひとえん会という上位団体のようなものがあり、ひとえん会の活動の中に、条例を活用して設立した、準備会があります。ひとえん会は、準備会の設立前から、様々な活動を行ってございまして、講演会などの開催や、オリジナルでまちの理想案などを作成しながら、課題を見つけてきたという経緯がございまして。

先ほどのご質問にもありまして、本来なら駅前も活動区域であればいいというのはありますが、支持の関係で今は難しいと聞いております。行く行くは地区まちづくり計画案の策定を目標としておりますので、西側の地区のみで計画が策定できるかということ、そうではないですし、協議会としては2地区には分かりますけども、活動が進み、多くの支持が得られれば、駅周辺も含めた活動区域に設定し、計画を立てるといえるのは現時点では言えませんが、まずは一部の課題を解決し、それを波及させて、まち全体につなげていけばよいと思います。

委員： 鷹の台駅からマンションあたりまでは比較的整備され、新しい家も多いですが、そこから先が古いと感ずますし、言い方は悪くなりますが、商店街もさえない印象を受けます。若い学生さんが通行するにしても、途中のお店に立ち寄ろうという気分は出ないと思います。道路の前半と後半のところでギャップがあるということも、住民たちは感じていて、活性化させたいと勝手に予想してありますが、そのようなことはございませうか。

事務局： 駅からのつながりが途切れており、一体感がないというのは、協議

会も課題として捉えていると思います。

委員： もう一つ質問ですが、鷹の台玉川上水通り地区沿いの道ですが、申し訳ないですが、歩きにくいと感じますので、玉川上水の中の道を歩く方のほうが多いと思います。

協議会を設立したいという方たちの玉川上水寄りのところに広場のようなものがあり、昔から野鳥の写真を撮影し、展示するなど、何か活動を行っている雰囲気は感じておりました。この地域には自然に関して熱心な人がいるというのを感じながら歩いたことがあります。

そのようなこともあり、玉川上水裏の住民よりも、こちら側の人に熱心な人がいるのかと考えておりましたが、今回の活動には、右岸と左岸で違うと感じていて、統一が取れていないなという印象を受けました。

事務局： 道路幅が一定ではないことや、若干暗いという面がありますので、地区まちづくり計画に、安全な生活道路とすることなどを盛り込むことで改善を図ることも考えられます。おっしゃるとおり、改善すべき課題の一つだと、私どもも認識しております。

会長： この2地区は、商店街や、町会などとはどのような感じでしょうか。

事務局： 自治会や商店街に対しては、今後、それぞれの協議会でアプローチを行うと聞いております。

会長： 鷹の台駅周辺の商店街と、今回申請があった区域の商店街は同じものでしょうか。

委員： 同じ商店街になります。

会長： わかりました。2地区で自治会は別でしょうか。

事務局： 別になります。鷹の台玉川上水通り地区内は、250世帯あまりの大きな自治会でございます。当初は、その自治会で協議会を設立するという話もあったと聞いておりますが、数が多く話がまとまらないというのが一つと、玉川上水通り沿いに住む方と、そこから少し離れたところに住む方では、課題の認識が違うということで、今回、沿道の協議会を申請することにしたと聞いております。

会長： 2地区、それぞれ何所帯ぐらいでしょうか。

事務局： 小平市民等提案型まちづくり条例上の地区住民等の数え方になりますが、鷹の台公園南側地区が65、鷹の台玉川上水通り地区が33になります。世帯以外でも、店舗のオーナーとテナント契約者を分けて数えておりますので、正確な建物の戸数ではございません。

委員： 鷹の台駅から一つの商店街で一体感があるというところで、今回、鷹の台公園の前が協議会の活動区域であるというのと、この辺のメンバーに入っている商店の方が商店会に入られているかは分からないのですが、駅からの一本道ということで一体感がある商店街となってお

りますので、公園の前だけで分断が進むようなことがないよう、配慮をお願いします。

委員： 類似した意見になりますが、私も20代まで津田町にいまして、この辺りが生活圏でしたので、当時のことを思い出してみると、この協議会を設立するにあたり、玉川上水を境に北側と南側で目的や、考え方が異なるのかと思います。玉川上水の北側は商店街になりますので、それを重点的に活動し、南側は遊歩道や散策を目的とした観点から活動する。

一つにまとめられないということは理解できますが、北側の商店街や、鷹の台駅付近は、まちなみもきれいになっておりますが、玉川上水の南側や、水車通りの方面は、言い方は悪くなりますが、多少遅れているように感じます。そのような観点から協議会の設立がされたのかと思いますが、玉川上水の南側の区域は、開発を目的にした会合のようなものは存在するのでしょうか。

事務局： 開発を目的とした集まりは存在しておりません。

委員： 水車通り周辺の小平市のよいところを、前面に出して開発をして欲しいと感じておりますので、ぜひ目的に沿った活動を進めてほしいと思います。

会長： 準備会と鷹の台公園については、何か関わりがあるのでしょうか。

事務局： 準備会と鷹の台公園に関わりは特にございませぬ。都市計画公園の主管課である水と緑と公園課では、令和元年度に用地を取得して以降、アンケート調査やマルシェ等のイベントを何度か実施いたしまして、市民ニーズを引き出していると考えております。確実なことは未定ですが、来年度以降で整備の基本計画を策定予定であるというようなことを聞いています。

会長： 協議会から、鷹の台公園の在りようについて提案するなどは想定されるのでしょうか。

事務局： 公園に対して何かを要望するというだけでなく、この地区に対して、どのようなまちをつくるかという計画になりますので、公園をこうするべきであるということには、踏み込まない部分かと思いますが、ある程度の連帯感がございますので、今後決定していく鷹の台公園のコンセプトに沿ったものになればよいと考えております。

会長： いずれにしても、公園との関わりは非常に強いと思います。公園の在りようについて発言するかどうかは別にして、それと何か連動して物事を考えないと、うまくいかないような気がします。

委員： やはり協議会のメンバーも商店街と公園を一体として考えていただいたほうがよいと思います。

商店街の地図を拝見しましたが、古くから営業されているようなお店

が半分はあるかと思しますので、この方たちが置いてけぼりにならないように活動してもらいたいと思います。

会 長 : 市民委員の皆様からみてその地区に特徴や印象に持っていることはございますか。

委 員 : 正直なところ、若者が利用しようという道ではないと感じています。私は、上水公園のテニスコートを利用するために、たかの台駅から歩いて向かうのですが、帰りに何か飲もうとしても、そのような場所がないように思います。駅の前もあまり整備されていないと感じます。それ以上に遅れていると感じますので、取り残しのないようにしなければならぬと思います。

まさに今回の地区まちづくり協議会設立は、今後のモデルになると思います。私がこの委員に応募したのは、このようなことをみんなで考えていかなければいけないと思い、応募したわけですが、前回の共同住宅は定量的に話せば答えが出てくるようなものだと思います。その中で賛同者を何人募るかということが、そのエネルギーになると考えておりますが、本件は、答えがないと思います。精神的な豊かさをどこに求めていくかという本当に難しい話になります。それを実現できたら、素晴らしいと思います。これから先の小平をつくっていく、非常に難しいことをやろうとしていると感じました。

会 長 : 回答がなかなか見えにくいこともありますし、具体的な事業等をする場合の手法が見えないと思いますが、様々な可能性があると思います。

この地区は武蔵野美術大学の他にも学校がありますので、様々な関係を持ってもよい場所ではありますが、今は、そのような雰囲気はなさそうですね。

鷹の台駅周辺でまちづくりを議論しようという機運はいう以前からございました。今回、協議会の申請にあたり最大の問題意識や、一番議論したことは何か聞いておりますか。

事務局 : この準備会が令和元年に登録された際に、最初に代表として声を上げた方は、仕事の関係でいわゆる地方活性化のようなことに携わっていたことがあり、自分の住むまちを見たときに、自分のまちもまだ余力がある、地域として活性化するべきではないかというところから、周辺の方に声をかけて始まったと聞いております。準備会として具体的に何が統一的な見解であるのか分かりませんが、活性化というのが最初のスタートだと思います。

会 長 : 鷹の台玉川上水通り地区の協議会は、地区計画などについては、想定しておりますか。

事務局 : 最終的に地区計画の策定に向かう可能性はございますが、まずは地

区まちづくり計画の策定について考えていくのが目標になっております。

会長： 今までの議論を整理すると、協議会の認定はともかくとして、まちづくりを考える上で、特に鷹の台公園南側地区の協議会は、商店街、あるいは鷹の台駅からのルートや、鷹の台公園との関係について、もう少し考えることが必要になりますし、2地区で協議会を設立しても、将来的に連携を取らないといけないという課題は残ると思います。特に駅に近い商業地との連携です。ぜひ配慮しながら進めてほしいと思います。

委員： 先ほど述べさせていただいたとおり、閉まるお店も多く、この活動区域内にあるお店も閉めるという話を聞いており、古くからのお店がなくなってきています。

委員： 古いお店が入れ替わり、代わりに新しい方々が出てきているので、代謝が進んで活性化が進むということもありますが、駅からの一体化している商店会ですので、よく連携を取っていただきたいと思います。商工会では、開店の創業者へ支援をしておりますので、そのような促進に努めていければと思っております。

会長： 最初の準備会の段階では、駅周辺の創業者もメンバーでおられたんですね。今回の協議会では地区外の方でそういう方はおられるのでしょうか。

事務局： 公園南側地区の地区内のメンバーに、準備会からの方は入っておりませんが、地区外のメンバーには入っております。玉川上水通り地区には準備会のメンバーが地区内住民で入っています。

会長： 駅周辺の商業地の方は、メンバーに入っているのでしょうか。

事務局： 駅周辺の方は、地区外メンバーでも入っていないです。

会長： この商業地と一緒に考えるべき問題がたくさんあるように感じますので、協議会の活動区域にこだわらず、周辺と連携を取っていただきたいと思います。将来的に活動を波及していただき、別の協議会を設立していただくこともありますし、何か共同で事業に取り組むこともあり得るかと思っております。本審議会としては、その点について、強く要望するということにしたいと思っております。

活動に対する意見については、委員の皆様の発言でも多々ありますし、ポテンシャルといいますか、今後の可能性はありますので、立地条件も鷹の台公園と玉川上水という大きな拠点のようなものがあり、駅や大学などの施設もございますので、人の出入りもある地域ですので、連携を取りながら活動してほしいと期待しております。

委員： 本当に期待します。何かをやるのであれば、ゴールを見せないといけないと思います。シナリオは幾つか持っているのかと思ひ

ますが、その中で現実的に優先度の重要度の高いゴールのようなものを見せていただくと、活動目的が、もう少しはつきりすると思います。いただいている資料の記載だと抽象的な表現になり過ぎておりますので、もう少し可視化して欲しいと思います。

活動そのものに言っているのではなく、表現を直したほうが良いと思います。

会長： 地区まちづくり計画はいつ頃までにつくりたいなど、予定はございますか。

事務局： 具体的な時期は聞いておりません。協議会の設立に向けて、地区内の住民おおむね3分の1の同意は得られているという状況ですが、活動区域内でも周知が図り切れていないと聞いております。協議会の周知を行いながら、課題等を抽出し、具体的なものが示せばいいのですが、なかなか難しいということなので、先ほど申し上げた緑や景観というところに課題を抱えながら、鷹の台公園の整備なども含めて一体としたまちづくりを進めていきたいという思いはあるということで、具体的に、いつ、何ができるかはお答えできませんが、まずは周知活動をしながらか協議会としてのボリュームをアップしていくと聞いております。

会長： 準備会や協議会への、専門家派遣の制度がございしますが、その利用予定があれば教えてください。

事務局： 準備会の4年間で、計9回の専門家派遣を利用しております。いずれも技術士で認定都市プランナーの方が派遣されており、他地区の事例紹介や、相談に対するアドバイス等を行っています。利用申請があれば、こちらで手配をして、派遣をします。令和4年度の利用はございませんでしたが、協議会でもこの制度は利用可能ですので、希望があれば派遣を行いますし、活動費の助成も行っております。準備会ですと年間5万円までの助成ですが、協議会になりますと20万円になりますので、それを活用していただきながら、活動を活発化していただければと考えております。

会長： 具体的には、講演などで講師を呼び、その謝金を払うとか、まちづくりニュースを出して、その印刷費に充当する、どこか見学に行くとか、そういう費用ですよね。9回とも同じ方が派遣されているのでしょうか。それだけ専門家派遣が利用されているのであれば、何か方針や、こういう将来像を描きたいなどは出てきているのでしょうか。

事務局： 派遣される専門家は、弁護士や建築士、不動産が専門の方など職種を選べます。全て同じ職種を選んでいるということは、これまでの経緯も把握しているので、相談しやすいというものがあるのかと思います。職種を変えて派遣を希望することは可能ですので、そこはお任せ

しております。

会長 : 事務局に質問ですが、都市計画マスタープランや、その他の様々な計画の中で、たかの台駅周辺は、何かの位置づけや、検討されていることがあれば、補足で説明をお願いします。

事務局 : 都市計画マスタープランの中に地域別構想がございまして、鷹の台駅周辺は西地域に分類されております。その中で、学生、商店主、事業者と連携したまちの活性化を鷹の台駅周辺は掲げております。読み上げさせていただきますと、鷹の台駅周辺は、駅西側においては小平都市計画公園の鷹の台公園の整備、駅東側においては府中所沢線、小平3・2・8号線都市計画道路の整備などを契機に玉川上水や、その周辺の緑地、小平中央公園などとの一体的なまちづくりに配慮し、地域の大学などと鷹の台駅周辺の商店街との連携による交流の場づくりなど、地域が一体となった鷹の台駅周辺のまちの活性化を図ります、と掲げられております。今回協議会の認定を求めている2団体につきましては、まちの活性化といったところを主眼に置かれていると認識しております。

事務局 : 追加でございますが、現在、鷹の台駅西側では、駅前広場を整備しております。もともとは道路が狭く、駐停車スペースや、公共交通が乗り入れる空間がないという問題がございましたが、歩行者の利便性と、安全性の向上、あるいは停車スペース、タクシー乗り場の設置を意図に、ロータリー形状の駅前広場を今年度、整備をしております、間もなく整備が完了し、供用開始予定と聞いております。

一方、たかの台本通りについては、無電柱化の検討などで、関係機関との調整や、様々な調査を実施していると道路課から伺っております。実現するのかは別としまして、そのような検討を含め、西側一帯を活性化して、商店街も巻き込んでよいまちにしようという考えはございます。

会長 : 鷹の台公園の面積どのぐらいでしょうか。

事務局 : 1.9haになります。

会長 : 整備について詳細な日程は決定しているのでしょうか。

事務局 : 具体的な計画については、これから決定していくと聞いております。

事務局 : 土地は全て取得済みでしょうか。

事務局 : 優先整備区域に指定されているエリアは取得しておりますが、若干残っているところは取得しておりません。

事務局 : 先ほどの補足ですが、計画面積は1.9haですが、整備予定面積は1.3haになります。

会長 : 段階的に行うということですね。

他に意見や質問もないようですので、協議会の認定について、答申として、結論を出したいと思います。議論の中で幾つか課題が出てきましたが、始めてみないとどうなるか分からないともございますし、委員の皆様が言うように、活動区域が駅周辺まであれば、一体的に何ができるか、鷹の台公園との関わり、周辺の大学など様々な課題が出ましたので、協議会のメンバーにはこの意見をぜひ伝えていただきたいと思います。2地区とも地区まちづくり協議会への認定は認めたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

玉川上水通り地区については、北側の住宅一列だけで済むのかどうか分からないので、緑や景観、玉川上水との関係などキーワードがあると思いますので、地区の活動や、自然をPRする活動などは行ったほうが良いと思います。地区計画の策定という話になると、このエリアでは済まないと感じますので、南側の街区単位で検討しないと不十分になると思います。不公平が生まれる恐れはありますので、何か取り急ぎ3分の1を確保するという趣旨で申請しているようにも見えてしまいますので、もう少しエリアを広げないと、地区計画等をおこなうことはできないということは伝えていただきたいと思います。

そういうことを前提に、この諮問1、諮問2の2つの地区を協議会として認定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

皆様の意見が一致しましたので、二つの地区まちづくり協議会を認定します。

専門家派遣の方が同じであることについて、それでよいのかどうかは分かりませんが、その協議会のメンバーとの信頼関係があり、今後のイメージについて出ているのでしたら目標である地区まちづくり計画について、何かよいものを仕上げてほしいと思います。

それでは、諮問事項は以上にして、報告事項に移りますので、事務局よりご説明お願いいたします。

事務局： それでは、小平市民等提案型まちづくり条例の活用状況について、ご説明いたします。

今年度の条例の活用状況について、地区まちづくり準備会、地区まちづくり協議会、及び周知・啓発事業の3点を、ご報告いたします。

1点目、地区まちづくり準備会について、ご説明申し上げます。

まず、地区まちづくり準備会とは、先ほどもお話ししましたとおり、身近な問題を話し合う、地区まちづくりの「最初の一步」として、地区まちづくり協議会の設立を準備する団体でございます。

先ほど、地区まちづくり協議会への認定申請のあった鷹の台駅周辺地区まちづくり準備会のほかにも、現在、小平市民等提案型まちづく

り条例に基づき、2団体が地区まちづくり準備会に登録されております。

旭町地区まちづくり準備会について、ご説明いたします。当団体は市内2団体目として、令和2年12月17日に登録されました。小川西町三丁目地内の旭町自治会を区域に計9名で活動しております。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、地区まちづくり活動を休止しておりましたが、今年度は令和6年度中の「地区まちづくり協議会」の認定申請を目標に、防災まちづくり推進と地区住民等の合意形成を図っていると伺っております。

会長： 東村山市との市境のところでしょうか。

事務局： その通りです。続きまして、上水南町四丁目地区まちづくり準備会について、ご説明いたします。

当団体は令和4年6月6日に登録されました。上水南町四丁目の3から8番街区を区域とし、計12名で活動されております。こちらは活動区域内にある、東京サレジオ学園という児童養護施設の敷地の一部が売却され、宅地開発されることを契機に、周辺住民が中心となりまして、現在の良好な住環境や景観の維持・保全を図り、将来にわたる、みどり豊かな暮らしやすいまち、安全・安心なまちをつくることを目標に取り組を進めております。

令和4年度は、まちづくりアドバイザー派遣を活用し、隣地の土地開発に対する周辺住民としての対応方法、地区の課題調査や地区まちづくりの進め方などを学ぶ予定となっております。

また、令和5年度中の「地区まちづくり協議会」の申請に向けて活動を進めていると伺っております。

「地区まちづくり準備会」についてのご説明は、以上でございます。

続きまして、地区まちづくり協議会について、ご説明申し上げます。

地区まちづくり協議会とは、身近な地区のまちづくりを推進し、土地利用などに関する計画の案を策定できる団体でございます。

小平市民等提案型まちづくり条例に基づき、小川東町二丁目地区まちづくり協議会の1団体を認定してございます。

本協議会は、小川東町二丁目地内の小川住宅の再生を実現するため、「一団地の住宅施設の廃止」及び「地区計画の策定」に向けた地区まちづくり活動を推進する組織として設立されたもので、令和2年2月27日に地区まちづくり協議会に認定されております。

本協議会におきましては、令和3年6月に市へ地区まちづくり計画の案の認定申請がございまして、小平市民等提案型まちづくり条例に基づく諸手続及び地区まちづくり審議会の意見聴取を経て、同年8月に「小川東町二丁目地区 地区まちづくり計画」の認定に至ったとこ

ろでございます。

市では、地区まちづくり計画を踏まえまして、今年度末の「一団地の住宅施設の廃止」及び「地区計画の都市計画決定」に向けて、現在、都市計画手続を進めているところでございます。

「地区まちづくり協議会」についての、ご説明は以上でございます。

事務局：

続きまして、周知・啓発事業について、ご報告いたします。

令和4年度におきましても、例年に引き続き、市民等の発意による地区まちづくりの推進を図るため、地区まちづくりセミナー及び地区まちづくりフォーラムを実施しました。

両事業の実施状況についてご報告いたします。まずは、地区まちづくりセミナーについてご説明いたします。

本事業は、身近な地区のまちづくりを考えるきっかけとなるように、武蔵野美術大学視覚伝達デザイン学科の齋藤啓子先生を講師にお招きし、講座を実施いたしました。

当セミナーは、街歩きやワークショップなどを行い、参加者の主体性を重視したプログラムを構成しております。

今年度は、「みどりとともにあるまちづくりを考える」をテーマに、令和4年11月29日から令和4年12月20日まで、計3回、中央公民館を会場として実施いたしました。延べ27名の参加がございました。

昨年度に引き続きまして、コロナ禍での開催ということで、事前申込み制による参加者数の限定、参加者同士が十分な距離を確保できるような座席配置、受付時の検温や手指消毒の実施、定期的な換気など、感染症対策を講じながら運営しております。

それでは、各回の実施内容についてご報告いたします。

第1回は、「みどりの効果を研究する」をテーマに、みどりのまちづくりの制度の紹介や、公共と民間のみどりの量を比較するなど、まちづくりにおけるみどりの効果というものを確認しました。

続いて、第2回は、みどりのまちづくりの事例見学を行い、市内の西側の地域を対象に、公共的なみどりである都市計画公園や街路樹、また、民間のみどりであるオープンガーデンや大規模敷地内のみどりなど、多様な事例を見学しております。

最後の第3回においては、「新たなみどりのまちづくりを提案する」をテーマに、参加者の方に事前課題として、「改善が必要だと感じたみどりのまち」の写真を撮影してきてもらい、ワークショップを行いました。

グループワークにて、既存のみどりの制度の活用や新たなみどりの制度を提案してもらいながら、「みどりのあるまち」への改善方法を

検討し、グループごとに、新たなみどりのまちづくりを提案していただきました。

続きまして、地区まちづくりフォーラムについてご説明します。

地区まちづくりフォーラムは、どなたでも気軽に参加できるよう、講演形式で実施しております。

令和4年度は、12月7日に中央公民館にて開催いたしました。また、こちらは昨年度と同様に、Zoomを使用したオンライン配信も行い、会場参加者が9名、オンライン参加が5名の計14名の方に参加いただきました。

内容といたしましては、「災害後の暮らしを守るために」と題して、専修大学ネットワーク情報学部の佐藤慶一先生に登壇していただきまして、災害後の自身の暮らしを守るために、安全・安心なまちづくりの考え方や事例について、講演していただきました。

以上が、地区まちづくりセミナー及び地区まちづくりフォーラムの概要でございます。

今後とも、市民による身近な地域のまちづくりを推進するよう、周知・啓発の取組を検討、実施してまいります。

報告は、以上でございます。

会 長 :

今の活動状況について、ご質問やご意見はございますでしょうか。

小川東町二丁目地区まちづくり協議会は共同住宅の建替えの提案があったところですね。

本日認定申請のあった鷹の台の2地区と旭町と、もう一つ準備会があって、できるだけ地区まちづくり協議会を設立しようという方向で検討を進めているということですので、このような地区が増えてくると、この条例も意味があったように思えます。それぞれの活動状況について、引き続き対応していただいて、今後ともご報告をお願いいたします。

また、普及啓発でセミナーとフォーラムも継続しているので、もう少し大勢の人数が参加されるとよいと思います。

何かご質問やご意見はございますでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の審議会は終了いたしますが、何か全体を通して発言がある方はおりますか。

それでは、以上をもちまして、審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(閉会)